

福岡県届出保育施設新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金に関するFAQ

No.	質問	回答
[事業内容について]		
1	「福岡県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金」と対象経費で異なる点はあるか。	当該事業は、施設が感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供するための支援のため、できる限り職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援にご活用いただくようお願いします。 そのため、これ以外の経費のみとならないようお願いします。
2	既に購入したものも補助の対象となるのか。	令和4年4月1日以降に購入したものであれば、対象経費に含めることができます。 ただし、本事業の趣旨に沿わないものや支払いが令和4年4月1日以降であっても、発注が令和4年3月31日以前のものは対象外となります。
[申請手続きについて]		
1	いつまでに交付申請手続きが必要か。	できる限り早期に感染拡大防止対策に取り組んでいただきたいことから、交付申請書の提出期限は令和4年12月28日までとしています。ただし、今後の感染状況により、受付期間を延長する場合があります。その場合は改めてお知らせします。
2	申請や問い合わせ窓口はどこか。	本補助金に係る申請・相談窓口は、県庁子育て支援課になります。
3	申請に必要な様式はどこで入手できるのか。	申請に必要な様式は県のホームページでダウンロードできます。
4	複数の施設を設置しているが、申請は「設置者」単位か「施設」単位か。 また、50万円×2施設で100万円まで申請できるという理解でよいか。	原則、「設置者」単位で申請してください。 ただし、会計処理の関係で施設ごとに振込口座を登録する場合は、「施設」単位での申請も可能とします。 補助金の限度額は施設ごとに算定するため、合計での申請（例：申請A施設60万円、B施設40万円）はできません。
[感染症防止対策の徹底について]		
1	感染症拡大防止を徹底する取組みの添付資料はどのようなものを提出すればよいのか。	保護者への周知資料や雇用契約書などの既存資料、設置者名での確認書（任意様式）などにより、感染症防止対策の取組みが確認できる書類を添付ください。
2	感染症拡大防止を徹底する取組みに「感染症計画の策定」とあるが、具体的にどのようなものを策定すればよいのか。	新たな計画を策定する必要があるわけではなく、保育所保育指針により作成することになっている保健計画など、各施設において既に作成している計画に、新型コロナウイルス感染症に関する事項を追加するなどによりご対応ください。

[領収書等について]		
1	領収書等はレシートでもよいか。	レシートのみでも可としますが、施設として購入したものが対象となりますので、施設の帳簿に確実に計上してください。
2	支払いの際、クレジットカードやポイントカードを使用してもよいか。	物品等の購入に当たり、クレジットカードやポイントカードは使用しないでください。 やむを得ず使用する場合は、当該ポイント分を対象経費から除外し、除外したことをわかるように領収書等の余白に記載してください。
3	代引き手数料、郵送料、振込手数料も対象経費に含めてよいか。	本事業は購入経費のみを対象とし、手数料は対象外となります。
4	インターネットで購入したのも領収書は必要か。	インターネットでも領収書や引き落としされたことがわかる通帳の写し等支払の事実が確認できる書類を添付してください。 なお、この場合においても、請求書等購入品目及び金額がわかるものを添付してください。
5	納品は令和4年12月31日までに行うが、補助対象外経費を含め、業者から一括購入したため、支払いは令和5年1月1日以降になるが、対象としてよいか。	令和5年1月1日以降に支払ったものであれば、補助対象外となる。請求書を分けるなど令和4年12月31日までに支払いを完了いただきたい。
6	施設長や職員名義で購入したのも対象となるのか。	施設(又は設置者)名義で購入したものが対象となります。 ただし、施設長名義で購入したのも、施設の会計(帳簿)に計上するのであれば、対象とします。 なお、この帳簿は最低5年間保存する必要がありますので、後日施設の帳簿を確認させていただく場合があります。
[業務継続のための手当等について]		
1	業務継続の手当の支給に当たっては、施設の給与規程に記載する必要があるのか。	給与規程に記載することが補助の条件ではありませんが、補助実績を確認するための帳簿の記録を残す必要があるほか、給与の一部として職員に支給する場合は給与規程に明記することが望ましいです。
2	いわゆる「慰労金」は支給できないとのことだが、「特別手当」として給与規程として整理すれば対象となるのか。	「業務継続のための手当等」の対象となるのは、職員が勤務時間外に消毒・清掃を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、感染症対策として新たに発生した業務に対する「対価」となります。 したがって、給与規程で整理したとしても、感染症対策として行った業務がなければ対象外となります。
3	手当等を支給する際、勤務時間外でなければ対象経費とならないのか。	手当等の支給については、感染症対策に関する業務であれば、勤務時間外に限るものではありません。

[職員個人が施設や日常生活において必要とする物品の購入について]		
1	職員個人が感染防止対策として購入する衛生用品は、手当としての現金給付も可能か。	施設が一括で購入して職員に配付する現物支給はもちろん、手当等としての現金給付も補助対象となります。現金給付の場合の事業区分は、「業務継続のための手当等」で申請してください。 ただし、職員が確実に購入したことを確認するため、実績報告時、貸金台帳はもちろん各職員が衛生用品等を購入したことが確認できる全員分の領収書等を添付いただきます。
2	「感染拡大防止のための衛生用品・備品の購入」とどう違うのか。	「感染拡大防止のための衛生用品・備品の購入」は、施設内における感染症対策に必要な備品等の購入経費です。一方、当該経費については、保育を継続的に実施している職員への支援の一環として、施設が一括購入した衛生用品の配付を目的とした経費になります。
[衛生用品・備品の購入について]		
1	どういったものが補助の対象となるのか。	マスク、消毒液、体温計、空気清浄機等、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要な衛生用品・備品の購入経費が対象となりますが、購入したものが対象になるかならないかは、感染症対策を目的としたものかどうかで判断します。 判断に迷う場合は、あらかじめお問い合わせいただくようお願いいたします。
2	換気のための網戸の設置や換気扇の取付け工事も対象となるのか。	網戸や換気扇について、感染拡大防止のための備品として購入する場合は対象となります。 ただし、工事費については、補助対象となるのは備品購入に伴う簡単な設置作業のみであり、網戸設置のためのサッシレールの設置や換気扇設置のための施設の改修などの工事費は補助対象外となります。
3	備品のリース料も対象としてよいか。	備品については、購入だけでなくリース料も対象とします。 ただし、対象となるリース期間は令和4年12月31日分まででかつ同日までに支払いを行ったものです。
[外部委託による施設の消毒について]		
1	職員が時間外に施設内を消毒した場合や消毒・清掃のための非常勤職員を任用した場合も補助対象となるのか。	職員（非常勤職員含む）が施設内を消毒した場合も補助対象となりますが、その際は「業務継続のための手当等」で申請してください。
[感染予防のための広報・啓発について]		
1	感染予防のための施設内掲示用のポスターや保護者向けパンフレットを施設で直接作成した場合も対象となるのか。	広報啓発資料を施設で作成した場合も、補助対象となります。ただし、対象となるのは消耗品代（用紙・インクなど）とします。なお、作成するためのプリンターは事務用備品としての使用が主であると考えられますので対象外としています。

[感染症予防のための研修の受講について]

1	研修受講のための出張に係る切符（ICカード）、自家用車のガソリン代等、領収書が取れない交通手段を利用した場合の領収書等はどうすればよいのか。	本補助金の支給に当たっては、支出を確認できる書類の添付が基本となりますが、出張命令書・支給明細書等の写しなど、施設として支出をしたことを確認できる書類を添付ください。
2	外部から講師を呼び、職員の感染防止対策に係る園内研修を実施した場合も補助対象となるのか。	研修内容が感染防止対策であれば、園内研修であっても対象とします。